

玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）

No.	事実確認の内容	図書名 (日付、版含む)	ページ
17	審査会合（2023/12/26）コメント回答（条文関係性整理） 資料タイトルが「適用条文の整理」となっているが、申請条文の整理だけでなく、適用条文の考え方（●○or×）についても見直すことを考えているのか、明確に説明すること。	設置許可基準規則の適用 条文の整理について (2/21付け資料1-2)	22
18	審査会合（2023/12/26）コメント回答（条文関係性整理） No17も踏まえて、【分類a～d】の考え方を×の理由に追記するなど、適用条文の考え方（●○or×）を明確化すること。	設置許可基準規則の適用 条文の整理について (2/21付け資料1-2)	22
19	審査会合（2023/12/26）コメント回答（条文関係性整理） ●○の整理について、●の2点の違いや●と○の違いについてどのような意図でこう整理しているのか、条文との関係性を整理する目的も踏まえて、具体的な例（炉心核設計・反応度投入関連の条文等）を示して説明すること。説明に当たっては、資料1-3の本申請の変更内容との関係性を整理して説明すること。	設置許可基準規則の適用 条文の整理について (2/21付け資料1-2)	22
20	審査会合（2023/12/26）コメント回答（条文関係性整理） No19と関連して、17条1項1号の適合性について、9頁で示している申請書関連箇所「通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐える設計とする。」のうち、炉心の反応度が本申請において変更となるため、資料1-2の整理に基づき、●と整理されるのではないか、説明すること。	第17条第1項第1号の申請 書関連箇所について (2/21付け資料1-1)	9
21	審査会合（2023/12/26）コメント回答（申請内容整理） 記載の適正化について、適合性確認は不要と記載しているが、1/30開催の審査会合の指摘事項を踏まえて、再度整理して説明すること。	玄海原子力発電所4号炉 高燃焼度燃料の使用に伴う 原子炉設置変更許可申請書 の変更内容及び変更理由について (2/21付け資料1-3)	23, 34
22	審査会合（2023/12/26）コメント回答（申請内容整理） 燃料取替用水ピットほう素濃度の変更について、非常時炉心冷却・除熱関連の事実確認リストNo38を踏まえて、25条への適合性を整理して説明すること。	玄海原子力発電所4号炉 高燃焼度燃料の使用に伴う 原子炉設置変更許可申請書 の変更内容及び変更理由について (2/21付け資料1-3) 設置許可基準規則への適合性 について (2/21付け資料2)	27, 34 25条-別添1-別紙4-11